

大和市告示第 8 2 号

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

大和市長 古谷田 力

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱等の一部を改正する要綱

(大和市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱の一部改正)

第 1 条 大和市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱（平成 2 9 年大和市告示第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「介護予防訪問型サービス、訪問型サービス A（緩和した基準によるサービス）及び介護予防通所型サービス」を「訪問型従前相当サービス、訪問型サービス・活動 A 及び通所型従前相当サービス」に改める。

第 2 条中「平成 2 7 年厚生労働省告示第 1 9 6 号」を「令和 6 年厚生労働省告示第 1 6 8 号」に改める。

(大和市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の人員、設備、運営等に関する基準を定める要綱の一部改正)

第 2 条 大和市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の人員、設備、運営等に関する基準を定める要綱（平成 2 9 年大和市告示第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「介護予防訪問型サービス、訪問型サービス A 及び介護予防通所型サービス」を「訪問型従前相当サービス、訪問型サービス・活動 A 及び通所型従前相当サービス」に改める。

第 4 条を第 5 条とする。

第 3 条（見出しを含む。）中「介護予防通所型サービス」を「通所型従前相当サービス」に改め、同条を第 4 条とする。

第 2 条（見出しを含む。）中「介護予防訪問型サービス」を「訪問型従前相当サービス」に、「訪問型サービス A」を「訪問型サービス・活動 A」に改め、同条を第 3 条とする。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、実施規則において使用する用語の例による。

(大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第 1 号事業に要する費用の額の算定に関する基準等

を定める要綱の一部改正)

第3条 大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱（平成29年大和市告示第74号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成27年厚生労働省告示第196号」を「令和6年厚生労働省告示第168号」に、「及び介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）」を「、介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）及び実施規則」に改める。

第3条第1項中「介護予防訪問型サービス、訪問型サービスA及び介護予防通所型サービス」を「訪問型従前相当サービス、訪問型サービス・活動A及び通所型従前相当サービス」に改める。

別記中「介護予防訪問型サービス費」を「訪問型従前相当サービス費」に、「訪問型サービスA費」を「訪問型サービス・活動A費」に、「介護予防通所型サービス費」を「通所型従前相当サービス費」に改める。

（大和市介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）実施要綱の一部改正）

第4条 大和市介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）実施要綱（平成29年大和市告示第75号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成27年厚生労働省告示第196号」を「令和6年厚生労働省告示第168号」に改める。

第37条第1項第12号及び第13号中「介護予防訪問型サービス」を「訪問型従前相当サービス」に改める。

（大和市訪問型サービスC（短期集中予防サービス）事業実施要綱の一部改正）

第5条 大和市訪問型サービスC（短期集中予防サービス）事業実施要綱（平成29年大和市告示第76号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市訪問型サービス・活動C事業実施要綱

第1条中「訪問型サービスC（短期集中予防サービス）」を「訪問型サービス・活動C」に改める。

第3条から第6条まで、第7条第1項、第9条、第10条、第11条第2項、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項及び第15条第1項中「訪問型サービスC」を「訪問型サービス・活動C」に改める。

（大和市通所型サービスC（短期集中予防サービス）事業実施要綱の一部改正）

第6条 大和市通所型サービスC（短期集中予防サービス）事業実施要綱（平成29年大和市告示第77号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市通所型サービス・活動C事業実施要綱

第1条中「通所型サービスC（短期集中予防サービス）」を「通所型サービス・活動C」に改める。

第3条、第4条第1項、第5条から第7条まで、第10条、第11条第1項、第12条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項及び第2項、第17条第1項、第18条、第19条第1項及び第2項、第20条第1項及び第3項、第21条第2項、第23条第1項及び第3項、第24条第1項、第3項及び第4項、第25条第1項及び第3項並びに第26条第1項中「通所型サービスC」を「通所型サービス・活動C」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前行ったサービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、現に第1条から第6条までの規定による改正前のそれぞれの要綱の規定によりなされている申請、指定その他の行為は、第1条から第6条までの規定による改正後のそれぞれの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。